

# 定 款

株式会社インデックス  
(改訂 : 2025年12月23日)

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当会社は、株式会社インデックスと称し、英文では、In-dex, Inc. と表示する。

### 第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 不動産の売買、交換、賃貸、管理及び、仲介
- 建築の企画、設計、施工
- 家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、賃借及び、その仲介並びに製造及び加工
- 建築工事及び設備工事
- 物品の販売及び流通業
- 太陽光による発電機械器具の設備、施工及び販売
- 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- 生命保険募集に関する業務
- ライフプランニングに関する知識の啓発及び普及並びに相談業務
- 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング業務
- 前各号に付帯関連する一切の業務

### 第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 取締役会
- 監査役
- 監査役会
- 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、4百万株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の普通株式の1単元の株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第12条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

## 第3章 株主総会

### 第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

### 第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

### 第15条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第16条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第17条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第18条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

### 第19条（株主総会議事録）

株主総会における議事の経緯の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第20条（取締役の員数）

当会社の取締役数は、7名以内とする。

### 第21条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第22条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### 第23条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当会社は取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

### 第24条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### 第25条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

### 第 27 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

### 第 28 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。

### 第 29 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### 第 30 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第 31 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

### 第 32 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

### 第 33 条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第34条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第35条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 第36条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

#### 第37条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第38条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。

#### 第39条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第41条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第42条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第43条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第44条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

## 第7章 計 算

### 第45条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

### 第46条（剰余金の配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

### 第47条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### 第48条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以 上